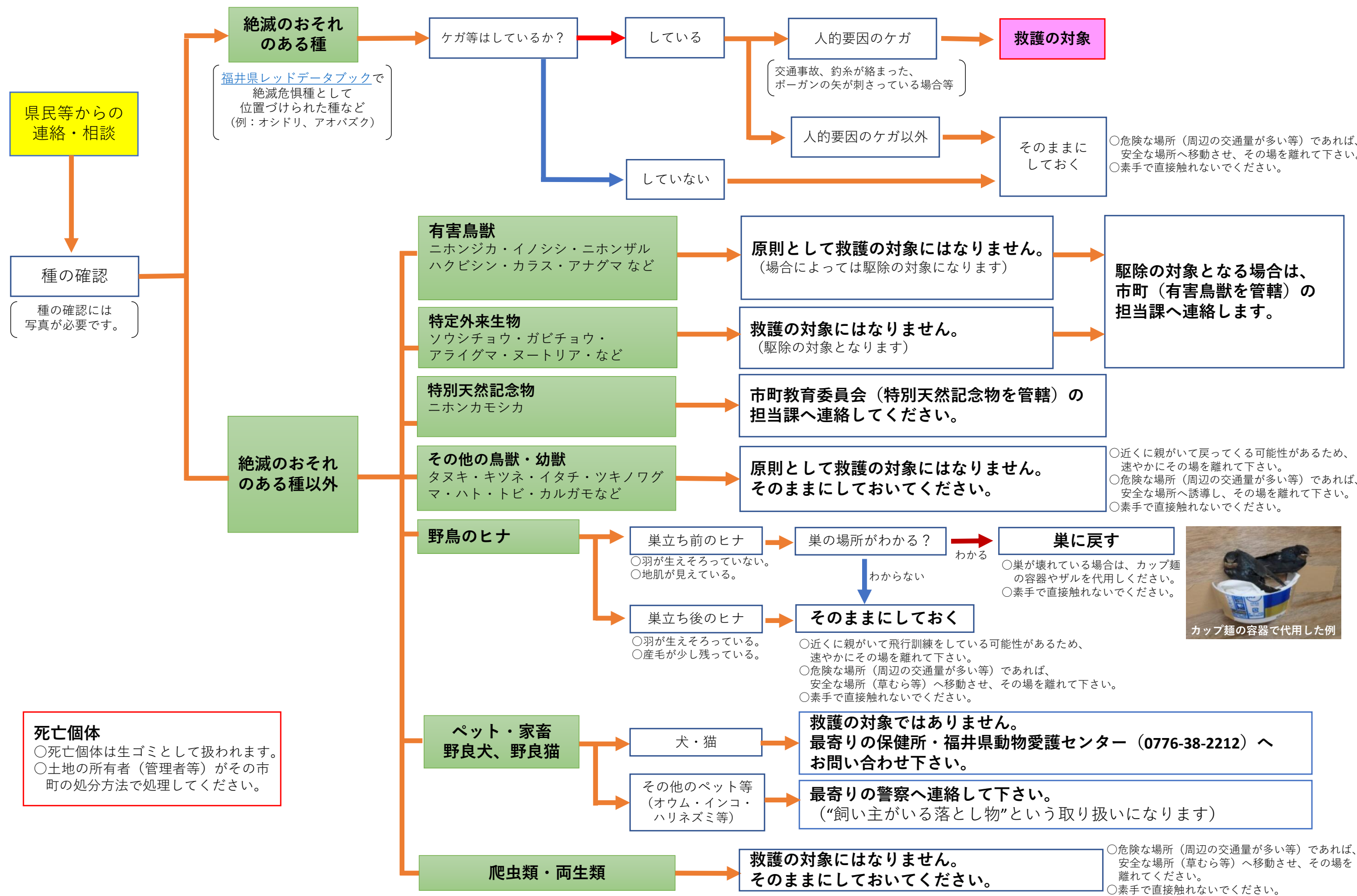


傷病鳥獣救護に関する問合せを受けた場合の対応の流れ

【基本的な考え方】

・野生鳥獣は、生きるために他の生き物を食べたり、他の生き物に食べられながら自然の営みを繰り返していますので、自然の営みを邪魔しないように、そっとしておくことが基本的な考え方です。
 ・一方、交通事故や釣糸が絡まるなど、人が原因で傷付いたものは、自然の営みによるものではありません。また、絶滅のおそれのある種については、その個体数をできる限り減らさないことが、生物多様性の保全上重要です。そのため、原則として、絶滅のおそれのある種が、人為的な原因で傷病を負った場合には、救護対象になります。



カップ麺の容器で代用した例